

成3年去律 第110号) に基づく知 事の権限に 属する事務	(一) 部長等及び 総合事務所に 係るもの (二) 次長等及び 地方機関の長 (総合事務所長 を除く。)に係 るもの (三) (一)及び (二)以外の職の 職員に係るもの																														
2 同法第3条第3 項の規定による育 児休業の延長の承 認	(一) 部長等及び 総合事務所に 係るもの (二) 次長等及び 地方機関の長 (総合事務所長 を除く。)に係 るもの (三) (一)及び (二)以外の職の 職員に係るもの																														
3 同法第5条第2 項の規定による育 児休業の承認の取 消し	(一) 部長等及び 総合事務所に 係るもの (二) 次長等及び 地方機関の長 (総合事務所長 を除く。)に係 るもの (三) (一)及び (二)以外の職の 職員に係るもの																														
4 同法第6条第1 項の規定による職 員の任期を定めた 採用又は臨時任用 の決定																															
5 同法第6条第3 項の規定による任 期を定めて採用さ れた職員の任期の 更新																															
6 同法第10条第1 項の規定による育 児申請期間の承認	(一) 部長等及び 総合事務所に 係るもの (二) 次長等及び 地方機関の長 (総合事務所長 を除く。)に係 るもの (三) (一)及び (二)以外の職の 職員に係るもの																														
7 同法第11条第2 項で準用する同法 第10条第3項の規 定による育児申請 期間の承認	(一) 部長等及び 総合事務所に 係るもの (二) 次長等及び 地方機関の長 (総合事務所長 を除く。)に係 るもの																														
成3年去律 第110号) に基づく知 事の権限に 属する事務	(一) 部長等に係 るもの (二) 次長等及び 地方機関の長に 係るもの (三) (一)及び (二)以外の職の 職員に係るもの																														
2 同法第3条第3 項の規定による育 児休業の延長の承 認	(一) 部長等及び 総合事務所に 係るもの (二) 次長等及び 地方機関の長に 係るもの (三) (一)及び (二)以外の職の 職員に係るもの																														
3 同法第5条第2 項の規定による育 児休業の承認の取 消し	(一) 部長等及び 総合事務所に 係るもの (二) 次長等及び 地方機関の長に 係るもの (三) (一)及び (二)以外の職の 職員に係るもの																														
4 同法第6条第1 項の規定による職 員の任期を定めた 採用又は臨時任用 の決定																															
5 同法第6条第3 項の規定による任 期を定めて採用さ れた職員の任期の 更新																															
6 同法第10条第1 項の規定による育 児申請期間の承認	(一) 部長等及び 総合事務所に 係るもの (二) 次長等及び 地方機関の長 (総合事務所長 を除く。)に係 るもの (三) (一)及び (二)以外の職の 職員に係るもの																														
7 同法第11条第2 項で準用する同法 第10条第3項の規 定による育児申請 期間の承認	(一) 部長等及び 総合事務所に 係るもの (二) 次長等及び 地方機関の長 (総合事務所長 を除く。)に係 るもの																														

く知事の権限に属する事務								基づく知事の権限に属する事務
十三 職員の自己啓発等休業に関する条に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第2条の規定による自己啓発等休業の承認 (一) 部長等及び総合事務所に係るもの (二) 次長等及び地方機関の長(総合事務所長を除く。)に係るもの (三) (一)及び(二)以外の職の職員に係るもの							
	2 同条例第7条第3項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認 (一) 部長等及び総合事務所長に係るもの (二) 次長等及び地方機関の長(総合事務所長を除く。)に係るもの (三) (一)及び(二)以外の職の職員に係るもの							
十四 略								十一 略
十五 略								十二 略
十六 略								十三 略
十七 略								十四 略
十八 略								十五 略
十九 略								十六 略
二十 略								十七 略
二十一 略								十八 略
二十二 略								十九 略
二十三 略								二十 略
略								略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2 職員課の項の九の号の1の改正は、平成20年4月1日から施行する。